

令和6年度 台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

高知県立幡多農業高等学校

※ 関係警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪）

※ 関係特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報）

1 平常授業・定期試験

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時30分	上記の警報が2つ以上（暴風警報にあつては1つ）、または、特別警報が1つ四万十市に発令されている場合	休校

2 土曜、日曜、休日及び長期休業中の農業実習・補習・部活動等の教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時30分	上記の警報が2つ以上（暴風警報にあつては1つ）、または、特別警報が1つ四万十市に発令されている場合	○実習は順延 (順延日時は各科実習担当より連絡) ○補習・部活動は中止

(注) ①居住地域や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。

②対応状況を学校ホームページ及び学校家庭連絡システム「すぐーる」で知らせるので確認すること。

③外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応をとること。

④警報が解除された場合や警報が発令されない場合でも、ご家庭で「危険と判断」されたときは、無理をして登校させないでください。その場合、必ずホーム主任に連絡すること。

⑤地震や積雪等の場合も、ご家庭で「危険と判断」された場合は、うえの1～2と同様に対応してください。

○ 臨時休校については、本校ホームページ及び学校家庭連絡システム「すぐーる」へ基本午前6時00以降に掲載する。

<http://www.kochinet.ed.jp/hatanogyo-h/>



(PC、スマートフォンから閲覧可能)

予想できない突然の場合や休み明けで連絡のとれない場合もありますので、今後この基準で対応できるよう、この用紙を見えるところに貼っておいてください。